

野洲市屋外広告物条例第6条の規定に基づく地域、区域又は場所の指定(案)

告示(案)	解説	備考
<p>野洲市告示第●号</p> <p>野洲市屋外広告物条例(平成26年野洲市条例第●号。以下「条例」という。)</p> <p>第6条の規定に基づき、地域、区域又は場所を次のとおり指定する。</p>	<p>条例第30条に、規制地域におけるそれぞれの指定をした場合と変更する場合は告示しなければならぬ。第6条の規制地域そのものではなく、規制地域内の道路指定などが対象となる。</p>	<p>条例第30条(告示)(規制地域そのものは議会で済んでいる。)</p>
<p>1 条例第6条第3項第3号の規定により市長が指定する区域は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条の規定により指定された建造物の周囲から50メートル以内の区域とする。</p> <p>2 条例第6条第3項第6号の規定により市長が指定する区間は、中央自動車道西宮線の全線とする。</p> <p>3 条例第6条第4項第2号の規定により市長が指定する道路及び区域は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 指定する道路</p> <p>ア 中央自動車道西宮線 全線</p> <p>イ 一般国道 全線</p> <p>ウ 県道 大津能登川長浜線 全線</p> <p>(2) 指定する区域</p> <p>ア 前号アの道路から片側500メートル以内の両側の区域</p> <p>イ 前号イ及びウの道路から片側30メートル以内の両側の区域</p> <p>ウ 東海道新幹線から片側500メートル以内の両側の区域</p> <p>エ J R 琵琶湖線から片側100メートル以内の両側の区域</p>	<p>1 第2種規制地域(ピンク)の指定のひとつとして、</p> <p>○文化財保護法第27条の重要指定文化財と国宝の周囲50m以内の地域</p> <p>2 第2種規制地域(ピンク)の指定のひとつとして、</p> <p>○名神高速道路そのものを指定する。</p> <p>3 第3種規制地域(イエロー)の指定のひとつとして、</p> <p>(1) 指定する道路</p> <p>ア 名神高速道路</p> <p>イ 国道8号、国道477号</p> <p>ウ 県道2号(大津能登川長浜線)</p> <p>(2) 指定する地域</p> <p>ア 名神高速道路から両側500m以内</p> <p>イ 国道8号、国道477号と県道2号の両側30m以内</p> <p>ウ 東海道新幹線から両側500m以内</p> <p>エ J R 琵琶湖線から両側100m以内</p>	<p>第6条(規制地域の種別)</p> <p>第6条第3項第3号</p> <p>第6条(規制地域の種別)</p> <p>第6条第4項第2号</p>